

令和8年3月定例会 一般質問 川畑勝世議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。(各議員からの「質問」(問)に該当する部分を黄色マーキングしております。

「保育所の利用調整について」

○川畑勝世 議長のお許しをいただきましたので、公明党、川畑勝世、一般質問をさせていただきます。

本日は、大項目1、保育所の利用調整、いわゆる選考について、大項目2、自転車の交通安全対策等についての2つを質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

近年、少子化が進み、出生数は減少しています。昨年、2025年の出生数が70万人となり、10年連続で過去最少を更新したと発表されました。一方で、共働き世帯の増加などにより、保育所の利用を希望する家庭は依然として多い状況が続いています。特に、0歳児から2歳児の低年齢児の保育ニーズは高く、希望する保育所に入れなかったという声や年度途中の入所ができず、育児休業を延長してるという声も保護者から聞かれます。また、保育所の利用調整においては、地域による受皿の差や通勤経路などによる施設希望の偏りもあると考えられます。

こうした状況を踏まえ、現在の保育所の申込み状況や利用ニーズの傾向、市としての受皿確保の取組について確認するため、順次質問させていただきます。

初めに、令和8年度4月に保育所等の利用申込み状況について、申込数は昨年度と比較してどのようになっているのか、お示してください。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○子ども家庭部長 お答えいたします。

令和8年4月からの保育所等を利用するための申込みを令和7年10月に受付をいたしました結果、521人の申込みがございました。こちらは、前年度と比較して32人増加しております。

以上でございます。

○川畑勝世 令和8年度の保育所等の申込数については、昨年度と比較して32人増加したとお答えいただきましたが、その主な要因について、市としてどのように分析しているのか、お示してください。

○子ども家庭部長 1歳児の申込数が昨年度、令和7年4月からの保育所等を利用するための申込みと比較いたしまして42人増加いたしました。

1歳児の人口には差異がございませんので、保育の利用希望が増えたことが理由であるというふうに考えてございます。

○川畑勝世 保育所の方々から1歳児クラスで保育所が決まらなかったという声をよくお

聞きします。特に、育児休業明けで職場復帰を予定している家庭にとっては、保育所の入所可否は生活に直結する重要な問題です。令和8年度の1歳児クラスについて、募集枠はどれくらいあったのか、お示してください。

○子ども家庭部長 1歳児の募集人数でございますが、177人ございました。

以上でございます。

○川畑勝世 現時点で内定に至っていない家庭は、どのような状況の家庭が多いのか、市としての分析についても併せてお示してください。

○子ども家庭部長 お答えいたします。

一般的には、保育の実施の必要性を示す指数が低い場合でございます。しかしながら、利用希望者が多数おられる場合は、保護者の保育の実施の必要性を示す指数に基づき利用を決定していますことから、利用希望者が多い保育所等を希望する場合は、同じ指数であった場合、通勤時間等により選考されることなど、指数が高い場合でありましても、保育所等の利用の決定に至らない事例もあることを認識してございます。

以上でございます。

○川畑勝世 では続きまして、保育ニーズの増加要因及びゼロ歳児から2歳児の受皿確保に向けた市の取組についてお伺いしたいと思います。

出生数は、年々減少している一方で、共働き世帯の増加などにより保育の利用を希望する家庭は増えており、保育ニーズは高まっている状況にあります。

そこで、お尋ねいたします。

出生数が減少する中でも保育ニーズが増加している要因を市としてどのように認識しておられるのでしょうか。

○子ども家庭部長 育児休業制度の充実によりまして、出産後も就業を継続する人が増え、職場復帰のため保育所等の利用希望が増加しているものと考えております。

○川畑勝世 育児休業から復帰される保護者の方々は、保育所等の利用についてどのタイミングで申込みをされるケースが多いのでしょうか。

○子ども家庭部長 1歳の誕生日を迎える月、または1歳の誕生日以降、最初の4月の入所を希望することが多いものでございます。

○川畑勝世 ただいまのご答弁で、1歳の誕生日のタイミングや4月入所に希望が集中していることが分かりました。このようなニーズに対応するためには、保育の受皿を計画的に確保していくことが重要と考えます。

この保育の受皿を確保するため、市として現在どのような取組を進めておられるのか、教えてください。

○子ども家庭部長 特に、保育の需要が高いゼロ歳児から2歳児までの利用定員数を増加させることを目的といたしまして、香芝東中学校区に定員19人の民間小規模保育事業を誘致いたしまして、令和8年4月に開園する予定でございます。

また、市立の認定こども園におきまして、1号認定の児童数が減少傾向にありますことか

ら、1号認定と2号認定の受入れ人数を調整いたしまして、3歳児から5歳児の保育の受皿を27人拡充いたしました。

さらに、保育の必要性が高いご家庭が保育所等を利用することができますように、利用申請時におきまして、希望の施設を第3希望まで記載するようにしていたところを第9希望まで記載できるように見直したものでございます。

○川畑勝世 ただいまのご答弁で、市立認定こども園において、1号認定と2号認定の受入れ人数を調整し、受皿の拡充を図られているとのことでした。

そこで、改めて確認の意味も含めましてお伺いいたします。

この1号認定、2号認定とはどのような認定なのか、また3号認定とはどのような認定なのかをご説明をお願いいたします。

○子ども家庭部長 お答えいたします。

1号認定とは、満3歳以上の小学校就学前子供であって、2号認定を除くものものを言うものでございます。その2号認定につきましては、満3歳以上の小学校就学前の子供であって、保護者の労働または疾病、その他内閣府令で定める事由によって、家庭において必要な保育を受けることが困難であるものものを申します。3号認定でございますが、満3歳未満の小学校就学前の子供であって、2号認定と同様の事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるものものを言うものでございます。

○川畑勝世 ありがとうございます。

ただいまのご答弁で、1号認定と2号認定の制度の違いについては理解いたしました。

その上で、市立認定こども園において、1号認定と2号認定の受入れ人数を調整されたとのことですが、具体的にはどのような形で調整を行われたのかをお伺いいたします。

○子ども家庭部長 認定こども園におきましては、1号認定と2号認定の児童が同じ保育室で教育及び保育を受ける施設でございます。年齢区分ごとに1号認定と2号認定の定員が設定されておりますが、定員合計の範囲内で柔軟に調整できる場合がございます。令和8年度に向けましては、先に受け付けました1号認定で通う児童の利用申請数を基に調整を図ったものでございます。

○川畑勝世 ただいまのご答弁では、1号認定の申込み状況を踏まえ、定員の範囲内で柔軟に調整を図られていることは理解いたしました。

そこで、お伺いいたします。

令和8年4月入所分から希望施設の記載を昨年度の第3希望までから第9希望までに変更されたとのことですが、この変更によりどのような効果があると考えておられるのか、お伺いいたします。

○子ども家庭部長 お答えいたします。

令和8年4月からの保育所等を利用するための申込みの時期からは、利用を希望する保育所等の名称を第9希望まで記載できるようにしましたことで、選択肢が増え、保育の実施の必要性を示す指数が高い保護者から順に保育所等の利用が決定されることから、保護者

の希望により寄り添えるように是正することができたものでございます。

○川畑勝世 第9希望まで記載できるようになったことにより、保護者の希望に寄り添える形に近づいたとのご説明でした。希望施設を第9希望まで記載できるようになったことについて、保護者の皆様からはどのような声や反応があったのか、お聞かせください。

○子ども家庭部長 希望施設を第9希望まで記載できるようになったことで、保育所等の選び方について、より詳細に聞かれることが多くなったものでございます。開園時間や場所のみならず、保育内容についても熱心にご確認されておられました。民間保育所等を希望する場合は、見学に行かれて、園で実際に話を聞くことを促してございまして、見に行ってみたらよかった、入園前に先生とお話ができてとても安心したなどの感想が聞かれまして、見学を通じて希望する保育所等の選択肢が増えている様子でございました。

○川畑勝世 ただいまのご答弁で、希望施設を第9希望まで記載できるようになったことで、保護者の皆様が見学などを通して保育施設について理解を深めながら選択されている様子がよく分かりました。

実際に第9希望まで記載されていた保護者の方は多かったのでしょうか。また、第9希望まで記載されたにもかかわらず内定に至っていない家庭はあるのかについても、併せてお伺いいたします。

○子ども家庭部長 第9希望まで全て記載した申込者につきましては、僅かな数でございました。そのうち第9希望まで記載して、保育所等の利用を申し込まれた保護者の中の多くの場合は、保育所等の利用が決定いたしました。そのうち、まれではございますが、利用の決定に至らない事案はございました。

以上でございます。

○川畑勝世 第9希望まで記載されたにもかかわらず、内定に至らなかった家庭が少しあったということでしたが、第9希望まで記載してもなお内定に至らない家庭があるということは、現状としては保育の受皿が不足している現況、状況にあると認識されているのでしょうか。市の見解をお伺いいたします。

○子ども家庭部長 お答えいたします。

保護者が利用を希望する保育所等に偏りがありますために、保育の供給量よりも需要量のほうが大きい保育所等が存在し、また保育の需要量よりも供給量のほうが大きい保育所等も存在いたします。そのために、保護者が利用を希望する保育所等によっては、指数が高くても内定に至らないことがまれにはございますが、あるものでございます。

以上でございます。

○川畑勝世 では、利用希望施設の偏りや地域ごとの保育需要の状況についてお伺いしたいと思います。

利用希望者が多い地域と比較的余裕な地域があり、特に利用希望が多い地域では、受皿が足りていない状況であるとの認識を示されました。

そこで、お伺いいたします。

市として、利用希望が多い地域はどの地域であると把握されているのか、お聞かせください。

○子ども家庭部長 お答えいたします。

香芝中学校区及び香芝東中学校区でございます。

○川畑勝世 ただいまのご答弁では、保育を希望する児童は香芝中学校区と香芝東中学校区ということですが、こうした地域的な偏りがある中で、今後市としてどのように保育の受皿を確保していく予定なのかをお伺いいたします。

○子ども家庭部長 今後の保育施設の整備でございますが、公立幼稚園及び公立保育所の再編等に関する基本方針に基づきまして、公立保育所等の果たすべき役割を意識した上で、民間保育所等の誘致を進めていく方針であります。受皿が不足している地域につきましては、この基本方針を見直しまして、より迅速な対応、対策が必要であるというふうにございます。

○川畑勝世 今後の保育施設の整備については、民間保育施設の誘致を進めていく方針であるものの、受皿が不足している地域については、基本方針を見直して迅速に整備する必要があるということのお考えが示されました。

そこで、お伺いいたします。

新たな施設整備だけでなく、既存施設の活用という観点から、保育室に余裕のある公立幼稚園はないのでしょうか、お聞かせください。

○子ども家庭部長 平成29年度に鎌田幼稚園及び下田幼稚園、令和4年度に真美ヶ丘東幼稚園が認定こども園となりました。3歳以上の保育の受皿を確保しているために保育室に余裕はございません。

その他公立幼稚園には、日常的に園児が利用しない教室がある幼稚園もございますが、そちらを学童保育所として利用しているほか、低年齢児を受け入れるためには、児童福祉施設としての設備を新たに整備する必要がありますために、児童の受入れにつきましては、現時点では難しいものであるというふうにご認識してございます。

○川畑勝世 ただいまのご答弁で、公立幼稚園の保育施設については余裕がなく、また空いている教室も学童保育所として利用していることなど、すぐに保育の受皿として活用することは難しい状況であることが分かりました。

その中でお伺いしたいと思います。

年度途中、入所及び育児休業後の復職に伴う入所課題についてです。

このような育児休業から復帰する保護者の中には、年度途中で入所の申込みをしたくても募集枠がないため、やむを得ず育児休業を延長してという声を聞くことがありますが、市としてそのような状況があるとの認識はあるのでしょうか、お伺いいたします。

○子ども家庭部長 利用を希望する保育所等に募集枠がない場合は、利用承諾保留通知書を発行いたしまして、育児休業を延長していただきました上で、翌年4月からの保育所等を利用するための申込みを案内している事例が多いものです。

○川畑勝世 ただいまのご答弁では、年度途中に入所を希望されても募集がない場合は入所保留通知書というのを発行されて、育児休業を延長していただいた上で、翌年の4月に入所を案内している事例ということでしたが、年度途中の入所を利用するための申込数というのは、どれくらいあるのかお聞かせください。

○子ども家庭部長 令和7年5月から令和8年3月までの市内保育所等を利用するための申込みにつきましては、214人が申込みを行われまして、128人が入所されました。

以上でございます。

○川畑勝世 年度途中の入所については、214人が申請され、そのうち128人が入所されたとのことでしたが、希望者全員が入園できない状況だと理解いたしました。

特に、0歳児については生まれてから申込みを行うことになるため、利用できる月齢に到達するまでの間に募集枠が埋まってしまい、結果として申込みもできない状況が生じているのではないかと考えますが、市としてどのように認識されているのか、お伺いいたします。

○子ども家庭部長 保育所ごとに受入れ可能年齢を設定してございまして、公立保育所は生後6か月を経過した翌月からの利用となるものでございます。私立の保育所等は、生後3か月頃から受入れをされていますが、児童の誕生月によりましては、申請時に利用を希望する保育所等の募集枠がない事例というものはあると認識してございます。

○川畑勝世 公立保育所や私立保育園等では、保育の受入れ時期の違いがあることが分かりました。また、誕生月によっては、申込み時に希望施設の募集枠がない事例もあるとのことでした。

そこで、お伺いいたします。

生まれた月によって入所の手続を行うことができる時期や入所の機会に差が生じることはあるのか、市の認識をお聞かせください。

○子ども家庭部長 公立保育所をゼロ歳児から利用する場合におきまして、10月までに誕生した児童は、翌年4月からの保育所等を利用するための申込みをすることができます。11月から翌年3月までに誕生された児童は、翌年4月時点では保育所の受入れ可能年齢に達していないために、翌年5月以降の入所となり、その受付は入所希望月の前月1日に開始している状況でございます。

○川畑勝世 これまでのご答弁で、公立保育所は生後6か月を経過した翌月からの利用となることから、10月までにお生まれになられた方は、翌年の4月入所が可能、申込み入所が可能、11月以降生まれた方は翌年5月以降の入所というふうになるために、生まれた月によっては入所の機会に差が生じる状況があることが分かりました。

保護者の中には、生まれ月による不公平感を感じておられる方もいると思われませんが、このような状況を解消するために、市として何か検討されていることはあるのか、お聞かせください。

○子ども家庭部長 お答えいたします。

現在は、出生後に申込みを行うように案内してございますが、4月からの保育所等の入所については、申込み時期に児童が出生していなくても申込みを可能とできるよう検討を進めているところでございます。

また、これまでは利用指数が高い方でありましても、年度の途中で職場復帰に際しまして入所が難しい場合もございましたが、全国他の自治体の先進的な事例も研究いたしまして、育児休業明けの方などの職場復帰の時期に合わせまして、入所できる等の調整等を図ってまいります。また、ゼロ歳児、1歳児、2歳児と年齢を追うごとに利用枠が少なくなる傾向にはございますが、これにつきましても、より保育の必要性が高いご家庭が安心して保育所等に入所できるように、施設面も含めて利用調整を図ってまいります。

○川畑勝世 これまでの香芝市の取組について、新たな検討を加えていただけるということで、ぜひよろしく願いいたします。

次、年度途中の入所を希望したものの、希望する施設に募集枠がない場合には、市としてはどのように対応されているのか、お聞かせください。

○子ども家庭部長 育児休業の延長が難しい場合につきましては、現在のところ認可外の保育施設や一時預かり事業等の利用を案内しておるところでございます。

○川畑勝世 最後にいたしまして、今後の保育所等の整備及び保育の受皿確保の考え方についてお伺いしたいと思います。

三橋市長の施政方針の中でも保育所等の待機児童の解消を図り、安心して子育てができる環境を整備するため、民間保育所の誘致を含め、保育の受皿の確保に努めていくとのお考えが示されております。

保育ニーズが高まる中で、希望しても保育所に入所できない状況があるとすれば、女性のキャリアの継続に影響するだけでなく、近年増えている男性の育児休業取得にも関わり、家庭の働き方にも大きく影響する問題になり得ると考えます。また、認可外保育施設や一時預かり事業については、保育料が高額となる場合もあり、保護者にとって大きな負担となることもあります。

今後につきましては、地域ごとの保育ニーズを十分に踏まえながら、保育所等の整備や既存施設の有効活用も含め、長期的な視点に立った保育の受皿確保に取り組んでいただきたいと考えます。

子供を安心して産み育てることができる環境を整えることは、将来のまちづくりを支える重要な基盤でもあります。また、子育て世代が安心して働きながら子供を育てることができる環境を整えることは、本市の将来にとっても極めて重要であります。

住みやすい香芝、魅力ある香芝、そして若い世代に選ばれるまちづくりにつながることを期待いたしまして、この質問を終わります。

「自転車の交通安全対策等について」

○川畑勝世 続いて、大項目2、自転車の交通安全対策等についてでございます。

中項目(1)自転車への青切符導入についてです。

本市は、丘陵地が多く、下り坂では自転車のスピードが出やすい地形となっています。また、近年は電動アシスト自転車の普及も進んでおり、子供から高齢者まで幅広い世代が自転車を利用しています。さらに、市内には平たんな地域もあり、通勤や通学、買物など日常生活の移動手段として自転車が広く活用されている状況にあります。

こうした中、令和8年4月1日からは自転車の交通反則通告制度、いわゆる青切符制度が導入されることとなっています。自転車の安全利用に対する社会的な関心も高まる中、本市においても交通安全対策のさらなる充実が重要であると考えます。

そこで、市民の周知、啓発の取組やヘルメット着用の促進など、本市における自転車の交通安全対策について、市の取組と今後の方向性をお伺いしてまいります。

令和8年4月1日から道路交通法が改正され、自転車に対する反則通告制度、いわゆる青切符制度が導入されると承知しておりますが、この制度が導入される目的について、どのように認識されているのか、お聞かせください。

○都市創造部次長 自転車の交通違反の検挙件数は、年々増加しております。これを簡易及び迅速に処理し、違反者と警察の時間的及び手続的な負担を軽減するとともに、違反者に前科がつくことをなくしつつ、実効性のある責任追及を可能とし、自転車関連事故の抑止を図ることを目的としまして、警察署が導入する制度でございます。

以上でございます。

○川畑勝世 自転車の交通違反の検挙件数が年々増加していることが制度導入の背景にあるとのご説明でしたが、そこでお尋ねいたします。

自転車の交通違反の検挙数について、近年の状況や推移はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○都市創造部次長 まず、全国の自転車の交通違反の検挙件数は、令和4年が2万4,549件、令和5年が4万4,207件、令和6年が5万1,564件でございます。近年急激に増加しております。また、奈良県の自転車の交通違反の検挙件数は、令和4年が23件、令和5年が55件、令和6年が145件ございました。

以上でございます。

○川畑勝世 ただいまのご答弁で、全国においても、奈良県においても、自転車の交通違反件数が近年増加している状況であることが分かりました。

そこで、お伺いいたします。

この制度では、どのような交通違反が対象となり、またどの程度の反則金が課せられるのか、お聞かせください。

○都市創造部次長 交通違反の対象となる行為でございますが、携帯電話使用等、信号無視、指定場所一時不停止等、無灯火、傘を差しながらの運転やイヤホン等を使用した音楽を聴きながらの運転が交通違反の対象となるものでございます。

また、反則金の限度額につきましては、1万2,000円である主な反則行為は携帯電話使用等でございます。限度額が6,000円である主な反則行為は信号無視でございます。限度額が5,000円である主な反則行為は、指定場所一時不停止等、無灯火、傘を差しながらの運転やイヤホン等を使用した音楽を聴きながらの運転でございます。

以上でございます。

○川畑勝世 ただいまのご答弁で、携帯電話使用等のながら運転をはじめ、信号無視や一時不停止など、具体的な違反行為と反則金額についてご説明いただきました。

自転車は、幅広い年齢層が利用しており、特に学生など若い世代の利用も多い交通手段であると認識しております。

この交通反則通告制度は、何歳から対象となるのか、お伺いいたします。

○都市創造部次長 交通反則通告制度の対象年齢は、16歳以上でございます。

以上でございます。

○川畑勝世 本制度の対象年齢が16歳以上であることが分かりました。

一方で、自転車は小学生や中学生など15歳以下の児童生徒も日常的に利用していることから、その取扱いについても気になるところであります。15歳以下の自転車利用者が交通違反をした場合、交通反則通告制度の取扱いはどのようになるのか、お伺いいたします。

○都市創造部次長 15歳以下は、交通反則通告制度の対象外ではありますが、指導及び警告等は対象となります。また、14歳以上が刑罰法令に触れる行為をした場合は、刑事責任を問われる可能性があります。

なお、14歳未満は刑事責任を問われませんが、警察による調査や、児童相談所への送致、家庭裁判所の審判に付される可能性がございます。

以上でございます。

○川畑勝世 15歳以下の取扱いについては、指導や警告が行われること、また年齢によって対象が異なることが分かりました。この制度を適切に運用する上では、違反者の年齢を含めた本人確認が重要になると考えます。

この交通反則通告制度においては、どのような方法で本人確認が行われるのか、お伺いいたします。

○都市創造部次長 運転免許証、マイナンバーカード及び学生証等で本人確認を行うこととなります。また、身分証を持っていない場合は、自己申告に加えまして、家族に連絡するなどして確認を行うことになるということでございます。

以上でございます。

○川畑勝世 ただいまのご答弁で、本人確認の方法について理解いたしました。

中項目、具体的な周知や啓発についてお伺いしていきたいと思っております。

では、市民に対してどのように周知や啓発を行っているのか、お伺いいたします。

○都市創造部次長 令和8年4月1日から自転車の利用者に対しまして交通反則通告制度が適用されることにつきましては、交通規制に関することであるため、基本的には国家公安

委員会や警察署、都道府県公安委員会、都道府県警察により周知されるべきものと思料いたしますが、市民の生活に身近な事項であることから、本市といたしましても出前講座やホームページへの掲載による周知のほか、市営自転車駐輪場の利用を申し込む機会を活用するなどして、周知に努めているところでございます。

ただし、市民に対する制度の周知だけでは不十分であると考えておりまして、交通反則通告制度が適用されることとなる以上、市道をはじめとする市内の歩道等に係る区画線、道路標識等の設置の状況が自転車利用者に対する交通反則通告制度の運用に耐えられる程度の精緻なものになっている必要がございますから、本市といたしましても区画線、道路標識等の設置状況の適切性に関する調査を進めるとともに、不適切なものがあつた場合におきましては、それらを適切なものとするために、例年以上に積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○川畑勝世 ただいまのご答弁で、市として出前講座やホームページの掲載、市営自転車駐輪場の利用申込みの機会などを活用し、交通反則通告制度の周知に努めていること、また区画線や道路標識の設置状況についても調査を進めていくとのお考えが示されました。

そこで、お伺いいたします。

自転車を利用する機会の多い小学生や中学生に対して、交通反則通告制度についての周知や交通安全教育は実施されているのか、お聞かせください。

○都市創造部次長 中学生及びその保護者に対しまして、生徒が使用しているタブレットを通じて、令和8年3月3日に周知をいたしております。また、小学生に対しましても、保護者を対象とした連絡用システムを通じて、令和8年3月3日同日に周知をしております。

以上でございます。

○川畑勝世 中学生については、制度が使っているタブレット、また小学生については保護者向けの連絡用システムを通じて周知をされてるということですが、このように交通ルールの周知を図るとともに、自転車利用時の安全対策としてヘルメットの着用も重要であると考えます。

次に、中項目(3)ヘルメット着用促進についてですが、令和5年4月1日から自転車利用者へヘルメット着用の努力義務が課されておりますが、奈良県におけるヘルメットの着用率はどの程度であるのか、お聞かせください。

○都市創造部次長 令和7年6月に各警察署が実施した調査結果によりますと、奈良県における乗車用ヘルメット着用率は全体の14.9%を占めておりました。これは、全国における乗車用ヘルメットの着用率21.2%を占める割合と比較して低い状況にあるという状況でございます。

以上でございます。

○川畑勝世 奈良県のヘルメット着用率は、全国平均と比べて低い状況であるということが分かりました。

自転車事故の被害軽減の観点からも、ヘルメット着用の普及は重要であると考えます。

そこで、本市においてヘルメット着用の普及に向けてどのような取組を行っているのか、お伺いいたします。

○都市創造部次長 ヘルメット着用の普及に対する対策でございますが、香芝警察署とかつらぎの道におきまして、定期的に啓発活動を実施しております。また、奈良県が保育所、認定こども園及び幼稚園の児童を対象としまして開催する自転車の乗り方などを指導する交通安全教室が本市において開催されるときは、本市の職員も参加いたしまして、乗車用ヘルメットの着用についての啓発を実施しております。

さらに、本市の中学校においては、通学途上の安全確保を目的といたしまして、自転車通学を行う生徒へ乗車用ヘルメットを無償貸与するとともに、生徒が卒業する際には無償給付することで、卒業後においても安全確保に資するよう取り組んでございます。

以上でございます。

○川畑勝世 ただいまのご答弁で香芝警察署と連携した啓発活動や交通安全教室での啓発、さらには中学生へのヘルメットの無償貸与、給付など様々な取組を実施されていることが分かりました。

しかしながら、奈良県のヘルメット着用率は全国平均と比較して低い状況であり、さらなる取組が必要であると考えます。

自転車事故の際、ヘルメットの着用は命を守る重要な対策であります。そこで、本市においてもヘルメット購入費の一部助成などの取組についてご検討いただき、自転車ヘルメットの着用率向上につながる施策を進めていただくことを提案いたします。併せて、子供から高齢者まで誰もが安心して自転車を利用できるよう、本市における交通安全対策のさらなる推進をお願い申し上げ、本質問を終わります。ありがとうございました。